感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

令和８年10月１日

関　係　事　業　主　殿

〔登録番号:46号　有効期間:令和11年3月30日〕
長野労働局長登録教習機関　(一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 伊那労働基準協会
各　労　働　基　準　協　会

有機溶剤作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、屋内作業場又はタンク、ピット等の内部において、労働安全衛生法施行令別表第６の２に掲げる有機溶剤注) を製造し、又は取り扱う作業（試験、研究の業務を除く）については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、その者に作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。(労働安全衛生法第１４条)

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

注)　当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含みます。

記

１．講習の日時・会場・締切日・定員　　**※初日は９時25分からオリエンテーションを行います**

開催日時	**令和８年12月３日(木)・４日(金)**			１日目は９時10分から、２日目は８時40分から受付をいたします。
会　場	伊那技術形成センター　伊那市西箕輪２４１５－６			
締切日	令和８年11月20日(金)	定　員	60名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

２．申込方法

(１)申込先　最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は申込書の裏面に掲載してあります）

(２)提出書類（下記の２点を申込時に必ず提出して下さい）

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 （労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。）
② 写真１枚(申込書貼付) 縦３㎝、横2.5㎝裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身（胸から上）（顔がサイズ画面いっぱいのもの又は、はみ出したものは受付いたしません。）、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限ります。

３．受講料　(消費税含む)

１名　15,400円　〔内訳：本体14,000円 消費税（10%）1,400円〕

４．テキスト代　(消費税を含む)　〈労働基準協会会員事業場は不要〉「有機溶剤作業主任者テキスト」※テキスト代は改定される場合があります。

１冊　2,200円　〔内訳：本体　2,000円 消費税（10%）　200円〕

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

５．修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には２日目の修了式で修了証を交付します。
なお、11月24日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
(郵送代460円ご負担下さい。)

６．受講上等の留意事項

（１）筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。

（２）申し込み受付後の取消しは、11 月 26 日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

（３）会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

７．講習科目・時間・講師

月日	講習科目	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	9:25～	
	関係法令	9:30～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会諏訪測定所長 労働衛生コンサルタント　奥野 諭
	有機溶剤による健康障害およびその予防措置に関する知識	13:00～17:00	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室 講師　長谷川 航平　氏
第二日目	作業環境の改善方法に関する知識	9:00～12:00 12:45～13:45	労働衛生コンサルタント 薬剤師　古屋 真一　氏
	労働衛生保護具に関する知識	13:45～15:45	
	修了試験	15:45～16:45	
	修了式	16:45～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

８．助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」等の助成金が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始１ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。)

詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課（TEL０２６－２２６－０８６２）までお問い合わせください。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110 円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

９．そ　の　他

（１）労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25 文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認下さい。

（２）昼食は斡旋しませんので 、各自ご持参下さい。

（３）駐車場が狭いため、できる限り乗り合わせでお越しください。

改正特定化学物質障害予防規則（平成２６年１１月１日施行）により、クロロホルム等有機溶剤業務（クロロホルムほか９物質：【注】参照）では、**有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任**しなければなりません。

なお、平成２５年に施行された改正特定化学物質障害予防規則により、以下についても前記同様に**有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任**しなければなりませんので、ご留意ください。

①エチルベンゼン等に係る塗装の業務
（平成２５年１月１日施行、平成２７年１月１日から義務化）

②１,２－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務
（平成２５年１０月１日施行、平成２６年１０月１日から義務化）

【注】クロロホルム・1,4－ジオキサン・ジクロロメタン・1,1,2,2－テトラクロロエタン・トリクロロエチレン・四塩化炭素・1,2－ジクロロエタン・スチレン・テトラクロロエチレン・メチルイソブチルケトン